

# 保護預り規定

## (保護預り証券の範囲)

第1条 この保護預りでは、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券(以下「国債証券等」という。)をお預りします。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 政府保証債券

2 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等の保護預りをお断りすることがあります。

3 この規定に従ってお預かりした国債証券等を以下「保護預り証券」という。

## (保護預り証券の保管方法および保管場所)

第2条 当金庫は、保護預り証券について、この規定および金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」という。)できるものとします。
- ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

## (混蔵保管に関する同意事項)

第3条 前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき、または保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

## (共通番号の届出)

第4条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## (保護預り口座の設定)

第4条の2 国債証券等については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の「債券取引口座開設申込書・印鑑票(兼振替決済口座設定申込書・兼一般債振替決済口座設定申込書)」(以下「振替等申込書」といいます。)をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当金庫は、お客様から振替等申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 「振替等申込書」に押印された印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等とします。

## (契約期間等)

第5条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様または当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## (預入れおよび返還)

第6条 国債証券等を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届出た代理人(以下「お客様等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に署名し、届出の印鑑を捺印してご提出ください。

2 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。

3 利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。

4 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預かりしているものとします。

## (保護預り証券の返還に準ずる取り扱い)

第7条 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- ① 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当金庫が第9条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

## (抽せん償還)

第8条 混蔵保管中の保護預り証券が抽せん償還に当せんした場合には、被償還者および償還額の決定は当金庫所定の方法

により公正かつ厳正に行います。

(償還金等の受入れ等)

第9条 保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当金庫がこれを受け取り指定口座に入金します。

(連絡事項)

第10条 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。

- ① 残高照合のための報告
  - ② 第8条により被償還者に決定したお客様には、その旨および償還額
- 2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。  
なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当金庫がお届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

- 第11条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他のお届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の必要書類をご提出または「個人番号カード」「法人番号通知書」等をご提示願うこと等があります。
- 2 前項によりお届けがあった場合、当金庫において届出事項の変更手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還または解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届けの印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第12条 この契約は、お客様が第13条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第13条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。

(解約等)

- 第13条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に署名し、お届けの印鑑を押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2 前項にかかわらず、保護預り証券の利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- ① お客様について相続の開始があったとき
  - ② お客様等がこの規定に違反したとき
  - ③ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- 5 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知することにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。
- ① お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - イ 暴力団
    - ロ 暴力団員
    - ハ 暴力団準構成員
    - ニ 暴力団関係企業
    - ホ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - ヘ その他イからホに準ずるもの
  - ② お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - イ 暴力的な要求行為
    - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - ホ その他イからニに準ずる行為

6 解約時の取り扱いについては、次の各号のとおりとします。

- ① 第4項または第5項に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。
- ② 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(緊急措置)

第14条 法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

(公示催告等の調査等の免除)

第15条 当金庫は、保護預り証券について、公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査および通知はしません。

(譲渡、質入れの禁止)

第16条 この契約によるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

(免責事項)

第17条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第11条第1項によるお届けの前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)をお届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影(または署名)がお届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、国債証券等の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第9条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第14条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(規定の変更)

第18条 この規定は、法令の変更、監督官庁並びに株式会社証券保管振替機構の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容および効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の特権を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上  
(2020年4月改正)